

WEB-FBサービス利用規定

第1条 WEB-FBサービス

1. WEB-FBサービスとは

WEB-FBサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与振込・賞与振込等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込みされるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「しんきんWEB-FBサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (3) ご契約先は、安全確保のために本利用規定に示したお客様IDまたは各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスの利用申込みをするものとします。

3. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限りま

す。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

5. 代表口座

ご契約先は、お申込み店舗に開設しているご契約先名義の普通預金（決済用普通預金を含みます。）

口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届出るものとします。

6. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料をいただきます。

当金庫は、基本手数料を普通預金（決済用普通預金を含む）規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます。）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。なお、引落口座は代表口座とします。

- (2) 当金庫は、基本手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

- (3) ご契約先は、取引内容により基本手数料以外に当金庫所定の諸手数料を支払うものとします。
なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前1号と同様の方法により引き落とします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

本サービスの利用資格者の確認については、申込書により届け出たお客様IDおよび以下に定める各種パスワードにより行うものとします。

2. お客様ID、初回ログインパスワード、初回登録確認用パスワードおよび初回承認用パスワード
お客様ID、初回ログインパスワード、初回登録確認用パスワードおよび初回承認用パスワードは、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのお客様ID、初回ログインパスワード、初回登録確認用パスワードおよび初回承認用パスワードとして登録します。
当金庫の登録完了後は、直ちにログインパスワード、登録確認用パスワードおよび承認用パスワードを変更してください。

3. 本人確認手続き

(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

第2条第2項により、すでにお客様ID、ログインパスワード、登録確認用パスワードおよび承認用パスワードを登録完了した取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

- ① お客様ID、ログインパスワード、登録確認用パスワードおよび承認用パスワードを端末の画面上でご契約先自身が入力します。
- ② 当金庫は、ご契約先が入力した、お客様IDおよび各パスワードと、当金庫に登録されているお客様IDおよび各パスワードの一致により、本人であることを確認します。

- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をし、取引を実施した場合、お客様ID、ログインパスワード、登録確認用パスワードおよび承認用パスワードにつき不正使用・誤使用、その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. パスワード等の管理

- (1) 各パスワードは、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) お客様IDを変更する場合には当金庫所定の手続きにより届け出てください。
- (3) お客様ID、ログインパスワード、登録確認用パスワードまたは承認用パスワードを失念、または盗難に遭った場合には、すみやかに当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (4) 本サービスの利用について登録と異なるログインパスワード、登録確認用パスワードまたは承認用パスワードの入力が6回連続して行われた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、所定の手続きをとってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、サービスをご利用になる普通預金（決済用普通預金を含みます。）口座、当座預金口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫宛に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届け出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
- (3) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (4) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、ご契約先が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。
この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は所定の方法で各取引の手続きを行います。
なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。
- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。
この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 資金移動

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引とは、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関への国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額と当金庫所定の振込手数料の合計金額を引落しのうえ、振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金（決済用普通預金を含む）規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに取り扱います。
- (5) 以下の各号に該当する場合、振込または振替はできません。

- ① 振込または振替時に、振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
- ② 支払指定口座が解約済のとき
- ③ ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が支払停止の手続きを行ったとき
- ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき
- ⑤ その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき

(6) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。

ただし、振込・振替依頼日当日が指定日となる場合、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎ、または受付日が金融機関の休業日にあたる場合は、「翌営業日扱い」とし、翌金融機関の営業日（以下「翌営業日」といいます。）に「入金指定口座」宛振込・振替処理を行います。

3. 振込取引における依頼内容の組戻し

- (1) 本規定の第3条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当金庫本支店の窓口において、組戻依頼書に当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第1項第1号の振込手数料は返却いたしません。また、組戻しについては、当金庫所定の組戻し手数料をいただきます。
- (2) 前項の場合、当金庫は、組戻依頼書の内容に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (3) 組戻しされた振込資金は、引落口座へ入金いたします。
- (4) 当金庫が、組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一ご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (5) 振込取引において、指定された振込先金融機関の振込口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当金庫はご契約先にその旨お伝えし、引落口座へ入金いたします。

4. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、「振替」、「振込」について「サービス利用口座」毎に1回あたりのご利用可能限度額を設けます。
なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- (2) ご契約先は、前号に基づき定められた1回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用限度額を設定することができるものとします。
- (3) 利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約時に指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、入出金明細等を当金庫が証明するものではなく、回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことがあります。この場合、取消または訂正により生じた損害について当金庫は責任を負いません。

3. 照会取引の時点

「照会取引」による口座情報は、第3条第3項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

第6条 データ伝送サービス

1. サービスの定義

(1) データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます。）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

(2) データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

2. 取扱方法

(1) 給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。

(2) 伝送データの授受にあたり、取扱時限、データの仕様等については、当金庫が定める方法により行ってください。

(3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金、当金庫所定の振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）は、当金庫所定の日時までにご指定の口座に預入してください。

振込資金等は、普通預金（決済用普通預金を含む）規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、取り扱います。

(4) 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、金庫所定の手続きにより取消または訂正依頼を行ってください。当金庫は直ちにデータの取消または訂正処理を行います。

(5) 当金庫は、伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として取消または訂正を行いません。

3. ご利用限度額

(1) 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込について伝送1回あたりのご利用可能限度額を設けます。

なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2) ご契約先は、前号のそれぞれのデータ伝送種類ごとについて、前号に基づき定められた伝送1回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用限度額を設定することができるものとします。

(3) 利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第7条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」

1. 取引内容

- (1) 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「各種料金払込」といいます。)は、端末を用いて送信されたご契約先からの依頼にもとづき、サービス利用口座として届け出されている口座から指定の金額を引き落とし、当金庫が収納契約を締結している所定の収納機関に対して、当該引き落とし金を各種料金の支払いとして払い込むことができるサービスをいいます。
- (2) 各種料金払込は、総合振込または給与・賞与振込サービスをご契約しているご契約先のサービス利用口座に限り利用できるものとします。
- (3) 各種料金払込は、当金庫所定の収納機関がご契約先へ送付される料金等の納付請求書に「ペイジーマーク」(日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定めた統一マーク)が付されているものに限り利用できるものとします。

2. 取扱方法

- (1) ご契約先の端末において、当金庫が定める方法および操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他、当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を行ってください。
ただし、ご契約先が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が引継がれます。
- (2) 前項の照会または引継ぎの結果として、ご契約先の端末の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、サービス利用口座の番号、登録確認用パスワードその他金庫所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。
 - ① 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてサービス利用口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超えるとき
 - ② サービス利用口座が解約済みのとき
 - ③ サービス利用口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき
 - ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき
 - ⑤ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき
 - ⑥ その他当金庫が必要と認めたとき

3. 利用手数料

- (1) このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料および消費税を支払っていただくことがあります。
- (2) 利用手数料につきましては、ご契約先に通知することなく変更する場合があります。

4. サービス利用口座からの引き落とし

各種料金払込金額および利用手数料のサービス利用口座からの引き落としは、普通預金(決済用普通預金を含む)規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカード、または当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。

5. 払込限度額

- (1) 1回あたり、および1日あたりの各種料金払込の払込金額は、当金庫所定の金額（以下「取引限度額」といいます）の範囲内とします。
- (2) 払込金額の限度を超えた払込依頼については、当金庫は、払込依頼を実行する義務を負わず、そのためにご契約先に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 取引限度額につきましては、ご契約先に通知することなく変更する場合があります。

6. 利用時間

各種料金払込の利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める本サービスの取扱時間内でも利用ができないことがあります。
なお、収納機関の利用時間につきましては、収納機関に直接お問い合わせください。

7. 領収書の発行

当金庫は、各種料金払込にかかる領収書（領収証書）は発行いたしません。
収納機関の収納情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

8. 依頼内容の確認

各種料金払込の依頼が確定した場合、ご契約先は、当金庫が送信する受付結果を端末の画面で必ず確認するものとします。
また、口座情報照会、払込結果照会または通帳記帳等をおこなうことによっても払込結果を確認するものとします。

9. 依頼内容の取消、変更

各種料金払込にかかる取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。
ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。

10. 利用停止

ご契約先が当金庫または収納機関所定の回数を超えて収納機関が指定する項目の入力を誤った場合は、各種料金払込の利用が停止されることがあります。
各種料金払込の利用を再開するには、ご契約先は、当金庫または収納機関所定の手続を行うものとします。

11. 払込内容の照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については、ご契約先が直接収納機関へ問い合わせるものとします。

12. 取引履歴照会

端末を用いて送信されたご契約先からの依頼にもとづき、各種料金払込の依頼内容および取引状況を照会する場合に利用するサービスをいいます。
ただし、すでに応答した内容について、訂正依頼その他相当の事由がある場合、ご契約先に通知することなく変更または取消をおこなうことがあります。

第8条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により届け出るものとします。
この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第10条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、当契約により端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第11条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出するものとします。ただし、解約時まで処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行ったうえでなければ本サービスの解約はできないものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとします。

4. サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号の一に該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) 基本手数料の支払いが遅延した場合
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合

- (5) 支払いの停止または破産、特別精算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき
- (6) 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

5. 解約後の取引の取り扱い

本サービスの契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

第12条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、稚内信用金庫の定める各種規定等により取り扱います。また、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の取扱いにより行います。

第14条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第15条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第16条 禁止行為

ご契約先は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本ホームページから入手した情報を自己使用以外の目的で使用すること
- (2) 本ホームページにアクセスして情報を改竄すること
- (3) 本ホームページに、有害なコンピュータプログラム等を送信すること
- (4) 本システムまたは本サービスの著作権、知的所有権等を侵害すること
- (5) 前4号以外に、当金庫が不適切と認める行為を行うこと

第17条 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第18条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に関する訴訟については、当金庫本支店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条 譲渡・買入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第20条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

以 上



平成16年11月 1日制定

平成20年 8月18日改定